さいたま市水道局告示第25号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年2月7日さいたま市水道局告示第10号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号)第26条第2項の規定により公示する。

令和4年2月17日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

- 1 中止とした一般競争入札
- (1)ア 契約整理番号 219902080
 - イ 工事名 老第3360号布設替工事
 - ウ 工事場所 さいたま市大宮区桜木町2-471~大成町1-136
 - 工 開札日 令和4年2月25日(金)
- (2) ア 契約整理番号 219902083
 - イ 工事名 老第333号布設替工事
 - ウ 工事場所 さいたま市北区本郷町826~860
 - 工 開札日 令和4年2月25日(金)
- 2 中止とした理由

本工事の告示期間中、設計書に積算ミスが判明したため。

さいたま市水道局告示第26号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年2月7日さいたま市水道局告示第11号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号)第26条第2項の規定により公示する。

令和4年2月17日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

- 1 中止とした一般競争入札
- (1) 契約整理番号 219902084
- (2) 工事名 老第3392号布設替工事
- (3) 工事場所 さいたま市西区清河寺796~1600
- (4) 開札日 令和4年2月25日(金)
- 2 中止とした理由

本工事の告示期間中、設計書に積算ミスが判明したため。

さいたま市水道局告示第27号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和4年2月7日さいたま市水道局告示第10号において公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和4年2月17日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 変更する箇所

(1) 変更前

さいたま市水道局の発注する「老第3330号布設替工事及び拡第5065号配水支管布設工事」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

11.5 - +	マーサが2000日と記せてするのはは、
対象工事	ア 老第3330号布設替工事及び拡第5065号配水支管布設工事
	<u>才</u> 老第3360号布設替工事
	<u>ウ</u> 老第3383号布設替工事
	工 老第3309号布設替工事
	<u>才</u> 老第3293号布設替工事
	<u>力</u> 老第3169号布設替工事
	<u>キ 老第3333号布設替工事</u>
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ、オ、カ及びキの入札
	<u>は無効とする。</u>
	・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ、オ、カ及びキの入札は無
	<u>効とする。</u>
	・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工、オ、カ及びキの入札は無効と
	<u>する。</u>
	・ 対象工事工の落札候補者が行った対象工事オ、カ及びキの入札は無効とす
	<u>る。</u>
	・ 対象工事才の落札候補者が行った対象工事力及びキの入札は無効とする。
	・ 対象工事カの落札候補者が行った対象工事キの入札は無効とする。

(2) 変更後

さいたま市水道局の発注する「老第3330号布設替工事及び拡第5065号配水支管布設工事」 ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。

対象工事	ア 老第3330号布設替工事及び拡第5065号配水支管布設工事 イ 老第3383号布設替工事 ウ 老第3309号布設替工事 エ 老第3293号布設替工事
	<u></u> 老第3169号布設替工事
概要	・ 対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効と する。
	・ 対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、工及びオの入札は無効とす る。
	・ 対象工事ウの落札候補者が行った対象工事工及びオの入札は無効とする。 ・ 対象工事工の落札候補者が行った対象工事オの入札は無効とする。